

主な障害に関するマーク



国際シンボルマーク「すべての障害者を対象にしているもの」

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

☎03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

「障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」です。



視覚に障害のある人のための国際シンボルマーク

社会福祉法人日本盲人福祉委員会

☎03-5291-7885 FAX 03-5291-7886

1984年に世界盲人連合（WBU・加盟190カ国）で制定されたものです。

視覚に障がいのある人の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。



オストメイトマーク

公益社団法人日本オストミー協会

☎03-5670-7681 FAX 03-5670-7682

オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱保有者を言います。このため、トイレには、オストメイトが排泄物の処理、皮膚の清拭・洗浄などができる設備が必要であり、かつ、外見上は身体に障がいのある人であることが判別しにくいオストメイトが身障者トイレや多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入り口に表示されることが必要です。



「ハート・プラス」マーク

NPO 法人ハート・プラスの会 <http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>
メールアドレス info@heartplus.org

「身体内部に障がいのある人」を表現しています。身体内部を意味する「ハート・マーク」に思いやりの心を「プラス」。身体内部に障がい（心臓機能障害など）のある人は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。



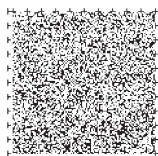
ほじょ犬マーク

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 社会参加活動支援係

☎03-5253-1111（内線 3636）

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、レストランなど身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

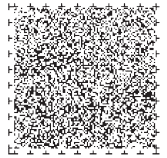




身体障害者標識

大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた人で肢体不自由であることを理由にその免許に条件を付されている人が自動車を運転する場合において表示するマークです。

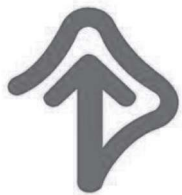
浜松中央警察署	☎475-0110	浜北警察署	☎585-0110
浜松東警察署	☎460-0110	天竜警察署	☎926-0110
浜松西警察署	☎484-0110	細江警察署	☎522-0110



聴覚障害者標識

聴覚に障害のある人は「聴覚障害者標識」をつけなければなりません。ワイドミラーを使って後ろの安全をよく確かめましょう。

浜松中央警察署	☎475-0110	浜北警察署	☎585-0110
浜松東警察署	☎460-0110	天竜警察署	☎926-0110
浜松西警察署	☎484-0110	細江警察署	☎522-0110



耳マーク

聴覚障害者であることを知らせるマークです。手話・筆談・ゆっくり話す等の配慮を求める際に使用します。

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
FAX 03-3354-0046



(背景) 赤

(図形「+」と「♡」) 白

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

浜松市障害保健福祉課
☎457-2864



介護マーク

介護中であることを知らせるマークです。

駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき、男性介護者が女性用下着を購入するときなど介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいときに、介護者が首からさげて使用します。

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課
☎054-221-2442

参 考

40歳から64歳までの人で介護保険制度のサービスを利用できる人

介護保険の被保険者であり、加齢（老化）との関係がある病気（特定疾病）により介護が必要であると認定された人 ※交通事故などが原因で介護が必要となった場合は対象とはなりません

要介護認定における特定疾病（以下の16疾病）

- ・ 脊柱管狭窄症
- ・ 閉塞性動脈硬化症
- ・ 関節リウマチ
- ・ 早老症
- ・ 慢性閉塞性肺疾患
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 多系統萎縮症
- ・ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ・ 初老期における認知症
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ 脳血管疾患
- ・ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・ 後縦靱帯骨化症
- ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・ がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）

浜松市役所介護保険課 ☎457-2374 〒430-8652 中央区元城町 103 番地の 2

